

令和 2 年

寒河江市農業委員会第 6 回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会
第6回総会

日 時 令和2年6月25日(木) 午前9時00分
会 場 寒河江市文化センター2階 中央公民館ホール

出席委員

1番 相原 稔	2番 猪倉 通文	3番 菊地 ひとみ
4番 土屋 喜久夫	5番 加藤 友康	6番 影沢 政俊
7番 土田 彦雄	8番 大泉 邦彦	9番 佐藤 義広
10番 奥山 浩二	11番 菊地 弘美	12番 渡辺 裕之
13番 眞木 早百合	14番 新宮 しのぶ	15番 鈴木 久一
16番 石山 邦一	17番 菅井 孝一	18番 木村 三紀

出席農地利用最適化推進委員

1番 小野 敏行	2番 今井 隆志	3番 國井 新弥
4番 石倉 隆一	5番 熊坂 浩行	6番 川越 卯一郎
7番 鬼海 和幸	9番 渡邊 正	

欠席農地利用最適化推進委員

8番 菊地 健

事務局

事務局 長 門口 隆太	事務局 長 補 佐 (兼) 農地 係 長 芳賀 豊彦
総務 主 査 高子 英晴	総務 係 長 菊地 亮
農地 係 主 事 稲垣 奨	

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 時効取得について

議事

- (1) 議第23号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第24号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (4) 議第26号 農用地利用集積計画書の審議について
- (5) 議第27号 非農地証明願の審議について
- (6) 議第28号 農地等の利用の最適化の推進に関する意見書(案)について
- (7) 議第29号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

開会 午前 9時17分

木村議長 それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第6回総会を開会します。

 初めに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員18名で、在任委員の全委員が出席しておりますので、総会は成立いたします。

 なお、今月は総会に農地利用最適化推進委員9名中8名の方の出席を願っております、推進委員の方は担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について意見を述べることができますので、申し添えておきます。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

 （「異議なし」の声あり）

木村議長 それでは、11番・菊地弘美委員、13番・眞木委員にお願いします。

木村議長 次に、「書記任命」ですが、高子主査にお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。

事務局（稲垣主事） はい、議長。

 事務局のほうから報告させていただきます。

 まず、報告させていただく前に、総会資料議案書の訂正がございます。皆さんのお手元にお配りしているんですけども、13ページ、利用集積計画書についてなんですけれども、

4件全て、土地の権利者が■■■■■という方なんですけれども、この方の漢字が間違っております。申し訳ございませんでした。

農用地利用集積計画書の記載のほうを訂正お願いいたします。「■■■」という字が間違っておりますので。大変申し訳ございません。

続きまして、報告のほうに移らせていただきます。

(報告事項朗読)

木村議長 ただいまの報告について質問はございませんか。

(発言なし)

木村議長 ないようですので、事務局からほかにありますか。

事務局(稲垣主事) ありません。

木村議長 それでは、早速議事に入ります。

議第23号から議第29号までの議案について一括上程します。

- (1) 議第23号「農地法第3条の規定による許可処分について」
- (2) 議第24号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」
- (3) 議第25号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」
- (4) 議第26号「農用地利用集積計画書の審議について」
- (5) 議第27号「非農地証明願の審議について」
- (6) 議第28号「農地等の利用の最適化の推進に関する

意見書（案）について」

（７）議第２９号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和２年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」

以上、議第２３号から議第２９号まで一括上程いたします。

次に、議事参与の制限ですが、議第２６号「非農地証明願の審議について」、１番の小野推進委員が関係委員となっております。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。菅井会長職務代理者、報告をお願いします。菅井会長職務代理者。

菅井会長職務代理者 はい、議長。１７番、菅井です。

去る６月１９日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会に関わる案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として、農地法第３条の新規就農案件２件、農地法第５条の許可申請案件１件、非農地証明願案件２件の合計５件を審査しました。

初めに、議第２３号「農地法第３条の規定による許可処分について」、順位第２９番及び３０番、賃借権設定２件、新規就農の案件です。

場所は、順位２９番の大字八鍬字南の畑、順位３０番は大字寒河江字山西の畑です。新規就農希望者の農地に係る申合せに基づき、取得農地の利用計画書、営農計画書の書類を提出してもらっております。取得農地の利用計画書、営農計画書によると、新規就農を希望する借人は中央在住の２９歳の男性です。農業を営もうとする理由ですが、営農計画書によ

りますと、研修を通じて農業に関わる多くの人との出会い、生産者の熱い思いを聞き、肌で感じ、憧れを抱いたとのことであり、自分もその一員として果樹や野菜の生産に関わりたいと感じたのが大きな理由とのこと。アンスリーファームで果樹、夏秋等の技術を習得したとのこと、平成31年4月から令和2年3月までの1年間、農業研修を受けたとのことでした。営農指導者は研修先のアンスリーファームの代表者や社員のほか、ジオンジファームの代表者等、地元の就農関係者とのことでした。申請書及び営農計画書のとおりであれば問題はないと判断しました。新規就農者であり、これからも見守っていく必要があると思いますので、地区審査でも十分な審査をお願いします。

議第25号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、順位23番、西根地区、石川西のドラッグストア建築用敷地の転用案件です。申請地は都市計画区域内の用途地域内の農地であり、計画どおりであれば特に問題ないと判断しました。

次に、議第27号「非農地証明願の審議について」、順位6番及び7番、寒河江地区の案件です。園地は、順位6番が、本楯三丁目の土地で、同じく近隣住民によると、宅地化が進んだことにより取り残された狭小な土地であり、昭和60年頃から現在まで長く貸駐車スペースとして雑種地として利用されており、非農地と判断できる場所でした。

続いて順位7番、丸内一丁目の土地です。近隣住民によると、昭和54年頃に県道用地買収により生じた残地であるとのことでした。昭和63年に農地として利用するため畑に地目を変更登録、登記しましたが、その後、利用せず、そのまま放置していたとのこと。現在まで敷地の一部として長く雑種地として利用されており、非農地と判断できる場所でした。その他、申請された案件については全て異議なしとさ

れたところでは。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いいたしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

以上です。

木村議長

ご苦労様でした。

それでは、ただいまから地区審査に入ります。審査時間については、サクランボの最盛期ということもありますので、通常30分ですけれども、10分縮めて20分にしたいと思います。9時半から9時50分までとします。

それでは、地区審査の間、暫時休憩とします。

休憩 午前 9時28分

再開 午前 9時53分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第23号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、土屋委員、お願いします。土屋委員。

土屋委員

はい、議長。4番、土屋です。

議第23号「農地法第3条の規定による許可処分について」、5ページをお開きください。

(議案書順位28番朗読)

これは、15日に佐藤委員、小野推進委員と現状を見てま

いました。現場は西寒河江のメリヤス団地をずっと西に線路沿いに進んで突き当たったところでございます。その中に、先月、ビー・エム・エフさんの進入路の申請がございました。また、その前には土地を求めるといふ、農地を求めるといふ申請がございました。その先に三角でありますところに■■■さんの農地があったというようなことで、そこを求めて、一括して広い農地にしたいということでありました。現場を確認してまいりましたけれども、計画どおりであれば周囲の農地への影響もなく、問題はないのではないかとこの地区審査の結果でございます。

(議案書順位 29 番朗読)

内容については、先ほど代理のほうから報告があったとおりでございます。場所としてはマックスバリュ高松店、その南側の左沢線を挟んだ園地でございます。そこはサクランボでございます。

(議案書順位 30 番朗読)

場所は高瀬山のちょうどてっぺんにある信号機を陵南中学校のほうに下ります。いわゆる通学道路でございます。通学道路を下りまして緩い右カーブになるところの、その道路にはつかず、昔の農道についている、1本中の道路についているというような場所でございます。そこはリンゴでございます。

これは先ほどと同じように、19日、事前審査会で現地を確認してまいりました。八畝のほうはサクランボ、ここは今はジェイエイファームさんが耕作しております。山西のほうはリンゴというようなことで、7月から借りるといふこ

とでございます。

最初の中間管理機構の受付までの間のまず契約というようなことでございます。現地を見てまいりましたけれども、山西のリンゴのほうは黒星病も見られたというようなことから、新規就農でもあるし、周りでちゃんと指導していかなければならないのではないかなというようなことは感想を持ってきたところでございます。地区審査では異議ございませんでした。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、鈴木委員、お願いします。鈴木委員。

鈴木委員

はい、議長。15番、鈴木です。

同じく5ページをご覧ください。

(議案書順位27番朗読)

6月14日に加藤委員、國井推進委員と現地を見てまいりました。現地はチェリーランドのアイスクリームのお店の東側に駐車場がありますけれども、そこからさらに東側に農道が通っているんですが、その駐車場から200メートルぐらい東側に入っている場所です。その北側のほうに借人の■■■■さんの畑がありまして、そのちょうど南向かいとか、南側に今回の案件があります。現在、路地でありますけれども、サクランボが植栽になっておりまして、引き続きサクランボを■■■■さんが栽培するというような内容になっておりまして、何ら問題はないというふうに見てまいりました。地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長 ありがとうございます。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（局長補佐（兼）農地係長） はい、議長。

順位 27 番から 30 番まで、農地法第 3 条、調査書に基づく調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各項には該当しないことが確認されましたので、許可の要件の全てを満たすものと考えます。

以上です。

木村議長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。はい。

眞木委員 はい、議長。13 番、眞木です。

30 番のリンゴのほうについてなんですけれども、新規就農者で初めてリンゴを栽培することになっているようですが、初めから黒星病がある園地を貸すというのはいかがなものでしょうか。

木村議長 眞木委員から新規就農の 30 番の件で、確かに収支計画書、営農契約書なんかを見ますと、1 年目、1,500 キロ採れるというふうに書いてあるんですけれども、この前、現地調査したところ、黒星病と、あと剪定もなっていないような状況でありまして、これでは 1,500 キロどころか何も採れないんじゃないかという、先ほども話がありましたので、その辺のところをどうするかということでもありますので、事務

局から説明をお願いします。稲垣君。

事務局（稲垣主事） はい、議長。

橋本さんは、先ほど土屋委員からもお話しありましたけれども、中間管理事業で貸し借りを進めていて、農林課農政係が窓口になっています。

交付金の件もありまして、春から就農を考えていらっしゃるみたいなんですけれども、ただ、皆さん懸念されているとおり、今からちょっと新規就農するには大変ではないかというお話はいただいておりますところです。

事務局側としましては、要件自体は満たしておりますので、許可申請は受理させていただいたんですけれども、今後、■■■■さんについてどのように指導、指導する方がついていただくのが一番かと思っておりますので、どのように、農業委員さんの近くの方をお願いするのか、推進委員さんをお願いするのかということも、アンスリーファームさんに働きかけてみるとかというところは、農業委員の皆様のご意見をお伺いしたいところではあります。

以上です。

木村議長 課長。

事務局（事務局長） 先ほどの事務局の話に補足をさせていただきます。

リンゴにつきまして、この■■■■さんに対して、一応リンゴを既に栽培している農業者が1人フォローに入っているというふうに確認しております。そのフォローに入っている方からは、一度こういうふうに関わらせてもらったので、周りの人に迷惑をかけないようにしっかり必死になってやっていきたいというふうに話を伺っておりますので、その方と市としても連絡を取りながら、周りの方々に迷惑をかけないで、な

おかつ自立していけるような農業になるように、様々な面で対応していきたいと考えておりますし、その取組に当たりましては、先ほど稲垣のほうから話をしましたけれども、皆さんが外から見つけた際に、ぜひどういう状況になったかという情報提供もいただきながら対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

木村議長

やはり、新規就農者は非常に歓迎するんですけども、その人が本当に農業で生計を立てていけるのかということろまで面倒を見るのが普通だと思うんです。

局長、この新規就農者の受付するときの、誰だっけ、指導していた人、農林課の。武田君だか。（「武田」の声あり）武田君のところでは書類の作成だけで、現場さは確認しなかったんだね。

事務局（事務局長）

そうですね。各個人の現場は見に行っていないですけども、農政系のほうで実際、この方は次世代人材投資資金を使いたいというような要望もありますので、その活用に当たっては、現場も確認しております。農政係で。

木村議長

それで、あのリンゴ畑では大丈夫だということ。

この営農計画書を見ると、リンゴで5アールで1, 500キロ、令和2年度、今年といたら、絶対無理だと思うんだよね、まずよ。その辺のところはまず一つはクレームというか、クエスチョンマークだ。恐らく、1回黒星病にかかると、私はリンゴつくっていないから分からないけれども、リンゴつくった人は、やはり、二、三年ぐらいはかかるんだな、土屋君ね。リンゴで黒星病かかると。もっとかかる。

土屋委員

いや、花前、花後のあそこを吟味すると、ゼロではないけ

れども、相当、次の年、なくせます。ただ、花後までの勝負です。そこ、ほかの人よりも2回ぐらい余計入れると、何とか抑えられます。

木村議長

そういったところで、では、この■■■■君に関して寒河江地区で、例えば農業委員とか推進委員さんが面倒見るって、前回からなったんだけど、残念なことに、今年2人の方が退任なさるということで、やはり、推進委員、小野君かな。あと菅井代理と、2人が責任を持って、そこ、中央だから、菅井代理のうちからもそんなに遠くないし、菅井代理と小野君からは現場が多分近いようだし、責任持って、例えば何か月に1回ぐらいは現場を見るとか、そういった状況をして委員会のほうに報告するという形で進めてよろしいでしょうか。いいですか。（「お願いします」の声あり）

では、ほかにございませんか、何か。

（発言なし）

木村議長

ないようでありますので、採決します。

議第23号「農地法第3条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第23号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第24号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地

調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、土屋委員、お願いします。土屋委員。

土屋委員

はい、議長。4番、土屋です。

議第24号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、7ページをお開きください。

(議案書順位2番朗読)

15日に、佐藤委員、小野推進委員と現地を確認してまいりました。場所は、石持を寒河江のほうから役場のほうに向かいますと、ちょうど文化センターに落ちてくる十字路がございます。その角前のうちと、その次の2軒目の、自宅はその2軒目のうちですけれども、その前のうちとの間に、自分の玄関前に自分の畑があるというようなことで、その畑に盛土をして駐車場を造りたいというようなことでございます。その奥にある畑も自分の畑というふうなことでありますので、申請事由のとおりであれば何ら問題ないということで、地区審査でも異議はございませんでした。

木村議長

続いて、白岩地区、新宮委員、お願いします。新宮委員。

新宮委員

はい、議長。14番、新宮です。

7ページをお開きください。

(議案書順位3番朗読)

この件につきまして、6月15日に、木村会長、菊地委員、3人とで現地確認をしてきました。場所は、宮内公民館の隣で、周囲も住宅に囲まれていまして、計画どおりであれば何

ら問題はないと判断してきました。地区審査でも異議はありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

順位2番は、カーポート建設用敷地の転用申請になっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地でありまして、第3種農地と判断いたします。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えております。

順位3番は、個人住宅建築用地への転用申請になります。申請地は農用地区域内にある農地でありまして、農業公共投資の対象となっていないことから、第2種農地と判断します。第2種農地の場合、通常、宅地、その他への転用は認められておりませんが、農地区分ごとの許可基準を満たすものであり、例外として、宅地、その他への転用も認められることから、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

また、いずれの案件につきましても、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第24号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第24号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第25号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、土屋委員、お願いします。土屋委員。

土屋委員

はい、議長。4番、土屋です。

議第25号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」。9ページをお開きください。

(議案書順位21番)

15日に、佐藤委員、小野推進委員と現地を確認してまいりました。現地は、現在の中部小学校の南の通りで、中部小学校の隣には3階建てのマンションがございます。その隣に、南側にこの農地がございます、その南の角前のおうちが、いわゆる本楯大江線の大通りに面したところということで、

マンションと住宅に挟まれた土地というようなことでございます。そんなことで、申請どおりであれば何ら問題ないというようなことで現地を確認してまいりました。地区審査でも異議はございませんでした。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、鈴木委員、お願いします。鈴木委員。

鈴木委員

はい、議長。15番、鈴木です。

同じく9ページをご覧ください。

(議案書順位22番朗読)

この件につきまして、6月14日、加藤委員、國井推進委員と現地を見てまいりました。現地は、日田に市の市営住宅のひがし団地というのがあるんですが、その北側に位置してまして、周辺はアパートとかあるいは住宅とかに囲まれた農地であります。そんな関係で、周辺農地への問題もないというふうに見てまいりました。地区審査でも異議はございませんでした。

(議案書順位23番朗読)

この件につきまして、6月15日、事前審査会のほうで現地を確認してきました。先ほど職務代理からも報告ありましたように、現地はこの文化センターの南側にコムというのがありまして、そこから西側に入っていったところに白田歯科医院があります。その場所になります。周辺は既に宅地あるいは店舗等が建ち並んでおりまして、周辺農地への影響も

ないというふうに見てまいりました。地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、奥山委員、お願いします。奥山委員。

奥山委員

はい、議長。10番、奥山です。

10ページをお開きください。

(議案書順位24番朗読)

6月15日に石山委員、石倉推進委員とともに現地確認を行いました。現地は陵南中学校グラウンド南側を通る県道をまたいで正面のほうに陵南堂という小さなお店があるんですが、その店舗の前の小道を南のほうに20メートルほど住宅地のほうに入ったところでした。現状は田んぼなんですけど、周りは全部ぐるりと住宅に囲まれたというふうな環境でした。10アールほどの田んぼですが、そのうちの3分の1程度を分筆したのが今回の案件でした。田のほうは今年には耕作されておりませでした。先ほど申し上げたように、周囲は全部住宅地、または側溝の整備された道路という状況であり、ここに造成しても周りに対する影響はないと考えております。周囲のほうにも農地等はありませんでしたので、ほかの農地、田んぼのほうに影響を及ぼすことはないと判断しました。地区審査のほうでも異議はありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、白岩地区、新宮委員、お願いします。新宮委員。

新宮委員

はい、議長。14番、新宮です。
9ページをお開きください。

(議案書順位20番朗読)

こちらの件につきまして、6月15日に木村会長と菊地委員、眞木委員と現地確認をしてきました。場所は上野バス停付近で、国道112号線に面しており、住宅にも囲まれていますので、周辺の農地への影響はないと判断しました。地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

順位20番は、資材置場敷地への転用の申請になっております。申請地は農用地区域外の農地でありまして、小規模な農地の集まりでありまして、農業公共投資の対象となっていない、生産性の低い農地でありますことから、第2種農地と判断いたします。第2種用地の場合、通常、宅地、その他への転用は認められておりませんが、農地区分ごとの許可基準を満たすものでありまして、例外として、宅地、その他への転用も認められることから、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位21番は、住宅建築用敷地への転用申請になっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にありまして、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可でありますの

で、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位 2 2 番は、住宅建築用敷地への転用申請になっております。申請地は、都市計画区域内の用途地域に隣接します区域内にあります農地でありまして、宅地化の状況から第 3 種農地と判断いたします。第 3 種農地は原則許可でありますので、農地区分と転用目的は問題ないと考えております。

順位 2 3 番は、ドラッグストア用敷地への転用申請になっております。申請地は、都市計画区域内の用途地域内にあります農地でありまして、第 3 種農地と判断いたします。第 3 種農地は原則許可でありますので、農地区分と転用目的は問題ないものと考えております。

順位 2 4 番は、住宅建築用敷地への転用申請になっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にあります農地でありまして、第 3 種農地と判断いたします。第 3 種農地は原則許可でありますので、農地区分と転用目的は問題ないものと考えております。

いずれの案件につきましても、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないものと考えております。

以上であります。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第 2 5 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書

の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第25号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長 次に、議第26号「農用地利用集積計画書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、土屋委員、お願いします。

土屋委員 はい、議長。4番、土屋です。

議第26号「農用地利用集積計画書の審議について」、13ページをお開きください。

(議案書朗読)

■さんは、お父さんが3月の中間管理機構の貸し借りに申請しましたがけれども、途中で亡くなったというようなことから、自然的に却下というようなことで、■さんが相続して、中間管理機構に申請するまでの間というようなことで、1年間、12月までというようなことで、今年の秋に申請すると。本来であれば、相対でもいいのではないかというんだけれども、■さんがちゃんとした書類に残したいというような形の中で、この申請になったようなことでございます。

集計表をご覧ください。2番、南部、筆数が4、面積が、んぼが0.1、畑が0.31、合計0.41ヘクタールでございます。いずれも借受者は中核農家、認定農業者であり、

地区審査では異議はございませんでした。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしているものと考えております。

以上であります。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

意見がないようですので、採決します。

議第26号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第26号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

続いて、議第27号「非農地証明願の審議について」、小野敏行委員が関係委員となっておりますので、関係委員は退席をお願いします。

(小野敏行委員、退席)

木村議長

それでは、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、土屋委員、お願いします。土屋委員。

土屋委員

はい、議長。4番、土屋です。

議第27号「非農地証明願の審議について」、16ページをお開きください。

(議案書順位6番朗読)

場所は、もともと寒河江から本楯に入る斜めな道路があるんですけども、そことバイパスが交差しているというようなところの信号を本楯に入ってすぐでございます。ただいま小野推進委員が退席しましたけれども、■■■■さんの家の前というようなことで、本当に三角で69平米で、現況はそこにパイプの車庫が建ってそこになっていたというような形の中の場所でございます。

(議案書順位7番朗読)

場所は、郵便局のすぐ次の十字路でございます。小さい十字路ですけども、十字路の角前のおうちで、県道に向かって左側でございます。すぐ住宅があって、住宅の前に39平米の細長い土地が残ったと。西側のほうがコンクリのマンホール1つ、下水のマンホール1つです。東のほうに行くと1メートル50ぐらいの場所があったというようなところの土地でございます。

これは、2件とも代理の報告あったとおり、事前審査会で見てまいりました。2件とも事由のとおりであり、耕作できる状態に復元することが困難でもあり、現在、農地性はないと判断してまいりました。事前審査会、地区審査でも異議はございませんでした。

木村議長 ありがとうございます。
 ところで、これは何で小野委員が関係になったの。

土屋委員 小野委員が買ったもんで。

木村議長 買ったの。買ったのか。

土屋委員 買うんだ。

木村議長 買うのか。これ書かれてないから。分かりました。そういう説明してくれないと。分かりました。ありがとうございます。

 続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。
 この件につきましては、特にございませぬ。

木村議長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第27号「非農地証明願の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第27号は原案のとおり決定しました。

議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

(小野敏行委員、入室)

木村議長

関係委員に申し上げます。議第27号は原案のとおり決定したことを報告します。

木村議長

次に、議第28号「農地等の利用の最適化の推進に関する意見書(案)について」、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(事務局長) はい、議長。

皆様のお手元に別紙として「令和2年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書」を用意させていただいております。

これは、農業委員会法第38条に、農業委員会はその所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務を効率的かつ効果的に実施するために必要があると認めるときは、それに関する施策を企画立案し、関係地方公共団体に対して具体的な意見書を提出しなければならないというようなものがありまして、その2項に、前項の行政機関等は、農地等のその企画立案ま

たは実施に当たっては、提出された意見書を考慮しなければならないというような条文もあります。

これまで寒河江市農業委員会のほうではこういうものを出してきませんでした。米沢市であるとか、その他全国の市町村においては首長宛てに提出をしているという状況もありまして、今年の1月に皆様でワークショップで話し合っていた内容を基にこのような形で意見書を作成しております。

意見書の構成につきましては、1ページめくっていただいて、1ページ目に意見書ということで、まず趣旨を書いております。具体的な意見の内容については2ページ、3ページということで、大まかに申し上げますと、2ページ目の1番が「次世代の農業を担う農業者の確保・育成」ということで、以下の4点について取り組むことということで、(1)点目が、新規就農者が営農技術や経営について相談しやすい体制を整備すること。(2)点目は、定年退職を控えた就農予定者がいる農家世帯を対象に、就農予定者が認定農業者として地域農業を牽引するために必要な施設整備や機械購入を支援する制度を創設し、環境を整えること。(3)点目は、家族農業を一つの経営モデルとして類型ごとに整理して、農業に入りやすい支援制度を創設すること。(4)点目が、後継者が一人前になるまで、現在の農業者が作業を続けられるよう、省力化や効率化のための機械購入に対する支援制度について現在の予算を増額して対応することということです。

2点目が、「女性の視点を活かした農業経営の推進」として、女性の視点を活かした農業経営の実践が成果を上げているという状況もありますので、女性の活動を活発にするため、女性に焦点を当てた活動グループづくりとその後の取組に対する支援について配慮することと。また、トラクターなど大型機械を使った作業というのが課題というふうに聞いており

ますので、そのような部分を補完し、女性だけでも自立して取り組めるような環境づくりに努めること。

3 ページ目に、3 つ目の項目として、「寒河江の農産物の広報」としまして、売れる農産の生産が農業を魅力ある産業とする上でも必要だということ、知名度を向上させる上では行政による情報発信も必要ではないかということ、市においてあらゆる広告媒体を活用し、そして、見せ方も検討した上で「寒河江の農産物」を積極的に広報することということで、大きな項目で3 つ、これが1月に開催されたワークショップにおいて、1位、2位、3位という順位をつけられたものでございます。この内容について、7月中旬に農業委員会の代表者の皆様で市長のほうに意見書を提出させていただきたいと思っております。

これにつきましては、今現在、寒河江市のほうでは、第6次振興計画の中間見直しを行っている最中でもありますし、令和3年度の予算に当たってもこのような内容を考慮する形で対応することになると思われまますので、皆様のほうで内容を含め、ご審議のほうよろしくお願いいたします。

木村議長

今、意見書について説明を受けましたけれども、皆さんから何かありませんか。

今ありましたように、市長のほうに意見書を提出しますが、その人選につきましては、今、私のほうから発表しますのでよろしくお願いします。私と菅井会長職務代理者、あと農地部会長の加藤委員長、あと振興の土田委員長の4名、あと女性の委員を代表しまして眞木委員、この5名で7月17日、時間は。

事務局（事務局長）

7月17日には新たな次期の農業委員の皆様顔写真撮影ということで、次の農業委員の皆さんが1回集まる機会があ

りますので、その機会に合わせて市長のほうに行きたいと。それが2時から顔写真撮影があるということなんですけれども、その前でもいいですかね。午後1時半。1時半から30分で、今、市長の予定を押さえようとしておりますので、さっき会長から説明のあったとおりの方については、17日午後1時半に市長室での対応ということで予定していただけますようによろしくお願いいたします。もしも都合がつかなくなった場合、日程変更等ある場合は、またこちらのほうから個別に連絡をさせていただきます。

木村議長

よろしくお願ひしたいと思ひます。

今の意見書について、皆さんから意見はありませんか。

(発言なし)

木村議長

なければ、このような形で市長のほうに意見書を提出したいと思ひますので、よろしくお願ひします。

それでは採決します。

議第28号「農地等の利用の最適化の推進に関する意見書(案)について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第28号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第29号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」、事務局から説明をお願

いします。事務局。

事務局（総務主査） はい、議長。

それでは、19ページをお開きください。

初めに、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）になります。

まず、農業の概要ですが、農地につきましては、耕地面積が2,540ヘクタール、経営耕地面積が2,088ヘクタール、遊休農地面積が、昨年度の農地パトロールの結果となっておりまして49.2ヘクタール、農地台帳面積は農業委員会で整理している面積となっておりまして2,996ヘクタールとなっております。

農家戸数、農業者数につきましては、農林業センサスからの数字となっております。

次の経営数ですけれども、農業参入法人につきましては、農業委員会のほうで把握している数字、そのほかにつきましては農林課が把握している数字となっております。

2 農業委員会の現在の体制ですけれども、任期満了につきましては来月の7月19日、定数につきましては、農業委員が18名、最適化推進委員が9名となっております。

20ページに移りまして、Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化でございます。

管内の農地面積につきましては2,540ヘクタール、これまでの集積面積が1,346ヘクタールで、集積率は52.99%となっております。課題については記載のとおりとなっております。

2 令和元年度の目標及び実績ですけれども、目標1,665ヘクタールに対しまして集積実績が1,346ヘクタール、達成率が80.84%となっております。

3 目標の達成に向けた活動。活動計画、活動実績につき

ましては記載のとおりとなっております。

4 目標及び活動に対する評価で、目標に対する評価は、集積面積が目標と比べ約8割となり目標を達成できなかった。活動に対する評価は、農業従事者の高齢化等により、担い手の確保が困難になってきているということでもあります。

21ページに移りまして、Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進。1 現状及び課題としましては、記載のとおりとなっております。

2 令和元年度の目標及び実績になります。参入目標が4経営体に対しまして、参入実績は3経営体、達成状況は75%、参入目標面積1.4ヘクタールに対しまして、参入実績面積7.6ヘクタール、達成状況は542.85%となっております。

3 目標達成に向けた活動。活動計画及び活動実績につきましては記載のとおりとなっております。

4 目標及び活動に対する評価。目標に対する評価としまして、積極的に情報収集を行い、新規参入者の農業参入に努めたが、人数において目標達成には至らなかった。活動に対する評価につきましては、日頃の農業委員会活動の中で収集した情報を、毎月25日前後に開催される総会時等に各地区の農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局で共有し対応したことは良かったとしております。

22ページに移りまして、Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価。

1 現状及び課題につきましては記載のとおりとなっております。

2 令和元年度の目標及び実績につきましては、解消目標が2.5ヘクタールに対しまして、解消実績は2.52ヘクタール、達成状況は100.8%となっております。

3 2の目標の達成に向けた活動であります。活動計画

につきましては記載のとおりとなっております。活動実績ですけれども、農地の利用状況調査につきましては、調査員数が86名、調査実施時期は9月、調査結果取りまとめ時期が10月から2月。農地の利用意向調査につきましては、調査時期が3月、結果取りまとめも3月となっております。それぞれの調査数と調査面積ですけれども、1号遊休農地が419筆、44.6ヘクタール、2号遊休農地が54筆で面積が4.6ヘクタールでございます。その他の活動として、農業委員会に設置している農地常任委員会による農地パトロールをしています。

4 目標及び活動に対する評価といたしまして、目標に対する評価は、自作復帰や除草等の農地管理により、一定面積解消した。活動に対する評価につきましては、平地の水田については遊休農地にならないよう、日頃から農業委員等が把握し、貸し借り等の調整を行っている。中山間地の樹園地等についてもできるだけ有効利用が図られるよう貸し借り等の調整を進める必要があるとしております。

23ページに移りまして、V 違反転用への適正な対応ということで、1 現状及び課題については記載のとおりとなっております。

2 令和2年度の実績につきましては、実績が0.28ヘクタールで、増減ゼロということで、違反転用の面積は減っていない状況となっております。

3 活動計画・実績及び評価についてですけれども、活動計画は記載のとおりとなっております。活動実績ですけれども、2月5日発行の広報紙に、違反転用には罰則があることを掲載しました。

また、9月4日から13日にかけて実施した利用状況調査の中で、違反転用についても現状を確認しました。また、農業委員会の農地常任委員会でも現状確認・検討を行ったが、

解消までには至っておりませんでした。活動に対する評価につきまして、現在の違反転用については継続的な違反転用是正の通知などを行うとともに、農地パトロールや日頃の農業委員会活動の中で早期発見・早期対応に努める必要があるとしております。

次に、24ページのVI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検から26ページまでありますけれども、件数等は記載のとおりとなっております。

27ページに移りまして、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）になります。

I 農業委員会の状況ですけれども、農家戸数、耕地面積、農業委員会の現在の体制につきましては、先ほどの点検・評価と同じになっております。

28ページに移りまして、II 担い手への農地の利用集積・集約化ですけれども、現状につきましては、管内の農地面積2,540ヘクタール、これまでの集積面積1,346ヘクタールで、集積率が52.99%。課題として、農業従事者の減少・高齢化等により、貸し手が増える中で、担い手等借り手が不足している。また、圃場整備がされていない水田や中山間地等の耕作が不便な農地は借り手が少なく集積が進みにくいとしております。

2 令和2年度の目標及び活動計画ですけれども、目標の集積面積が1,382ヘクタールということで、36ヘクタールへの増ということで考えております。目標設定の考え方として、農業従事者の高齢化等により、貸地が増加すると思われるため、地域の担い手の掘り起こし等によりさらに集積を進めるとともに、地域と連携して面的集積も推進する。活動計画として、農地中間管理機構、円滑化団体、改善組合、農業委員、推進委員等と連携して貸し借りの調整をしながら集積を進めていく。また、地域と連携して面的な集積も進め

るとしております。

Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進です。

新規参入の状況についてですが、令和元年につきましては、先ほども説明いたしましたが、3経営体で農地面積7.6ヘクタールとなっております。課題としまして、新規参入者への情報提供や受入体制の整備、農業経営や技術習得のための参入後のフォローアップなどとしております。

2 令和2年度の目標及び活動計画についてですけれども、現状及び課題についてですけれども、参入目標数は4経営体、参入目標面積が1.4ヘクタールとしております。また、活動計画として、日頃の農業委員会活動の中で新規参入者の情報を収集するとともに、広報紙やホームページ等で各種情報の提供を行っていくとしております。

最後、29ページに移ります。

Ⅳ 遊休農地に関する措置ということで、1 現状と課題の状況につきましては、管内の農地面積が2,584.6ヘクタール、遊休農地面積が49.2ヘクタールで、割合が1.9%となっております。課題としまして、農業従事者の高齢化、後継者不足等により遊休農地が固定化してきている。また、一部解消しても新たな遊休農地が発生しているとなっております。

2 令和2年度の目標及び活動計画ですけれども、目標の遊休農地の解消面積につきましては、前年度と同じ2.5ヘクタールとしております。目標設定の考え方としまして、各地区の農用地利用改善組合で解消目標面積を定め、農業委員会等と一体となって有効活用するように指導し解消を図るとしてしております。活動計画ですけれども、農地の利用状況調査ということで、調査員につきましては120人程度、調査時期につきましては8月から9月、調査結果取りまとめにつきましては10月から11月としております。調査方法につき

まして、日常の巡回活動により遊休農地を把握。調査地区を9地区に区切り、農用地利用改善組合、農協、農林課、農業委員会等で現地調査を行う。3として、調査票と図面に記録するとしております。農地の利用意向調査につきましては、実施時期につきましては10月から11月、調査結果取りまとめ時期は11月から1月としております。その他としまして、農業委員会に設置している農地常任委員会で農地パトロールを実施するとしております。

最後、V 違反転用への適正な対応ですけれども、現状及び課題につきましては、管内の農地面積2,540ヘクタールに対しまして違反転用面積は0.28ヘクタール。課題として、一時転用を含め転用するには許可が必要なことを広報紙等で周知する。市全体の状況を把握するとともに、新たな情報に対しては早急に対応するとしております。

2 令和2年度の活動計画につきましては、違反転用の是正指導につきましては、違反転用者に対し、継続的に違反の是正の意向、方法等の聞き取りを実施。違反転用の発生防止に向けた取組につきましては、広報紙等で転用には許可が必要であること、違反したときは罰則があること等を周知する。引き続き違反転用の調査を行い、農業者に対し違反転用情報の提供を呼びかけ、実態を把握する。早期発見と早期対応により違反転用を防止するとしております。

以上で説明を終わります。

木村議長

ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第29号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第29号は原案のとおり決定しました。

おのこの「(案)」を削除をお願いします。

木村議長

以上、これで本日上程された議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時58分

令和2年6月25日

第6回総会議長.....木村 三紀

議事録署名委員 11番委員.....菊地 弘美

議事録署名委員 13番委員.....眞木 早百合